

処 分 の 概 要	地縁による団体の認可の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法第260条の2第14項
法令(例規)番号	昭和22年法律第67号
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>第260条の2</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p> <p>3～13 省略</p> <p>14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>Ⓐ：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	集会室使用料の徴収																																																												
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町集会室条例 第8条第1項																																																												
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第38号																																																												
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当																																																												
処分基準の内容	(使用料) 第8条 第6条第1項の規定による使用の許可を受けた使用者は別表で定める使用料を納入しなければならない。																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">1時間当たり</th> </tr> <tr> <th>使用料</th> <th>冠婚葬祭時の使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仲町集会室</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>登栄集会室</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>三橋南集会室</td> <td>400 円</td> <td>550 円</td> </tr> <tr> <td>旭集会室</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>南集会室</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>豊岡自治会館</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>みなみまち集会室</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>古梅総合センター</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>ひなみ地域センター</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>東町集会室</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>駒生ふれあいセンター</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>美富集会室</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>野崎集会室</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>青稲地区ふれあい会館</td> <td></td> <td rowspan="4">全室使用で2,000円とする。</td> </tr> <tr> <td>集会室 1、2</td> <td>各 400 円</td> </tr> <tr> <td>和室 1、2</td> <td>各 300 円</td> </tr> <tr> <td>炊事室</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>仲町中央集会室</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>栄森集会室</td> <td>250 円</td> <td>400 円</td> </tr> </tbody> </table>		名称	1時間当たり		使用料	冠婚葬祭時の使用料	仲町集会室	250 円	400 円	登栄集会室	250 円	400 円	三橋南集会室	400 円	550 円	旭集会室	250 円	400 円	南集会室	250 円	400 円	豊岡自治会館	250 円	400 円	みなみまち集会室	250 円	400 円	古梅総合センター	250 円	400 円	ひなみ地域センター	250 円	400 円	東町集会室	250 円	400 円	駒生ふれあいセンター	250 円	400 円	美富集会室	250 円	400 円	野崎集会室	250 円	400 円	青稲地区ふれあい会館		全室使用で2,000円とする。	集会室 1、2	各 400 円	和室 1、2	各 300 円	炊事室	500 円	仲町中央集会室	250 円	400 円	栄森集会室	250 円	400 円
	名称	1時間当たり																																																											
		使用料	冠婚葬祭時の使用料																																																										
	仲町集会室	250 円	400 円																																																										
	登栄集会室	250 円	400 円																																																										
	三橋南集会室	400 円	550 円																																																										
	旭集会室	250 円	400 円																																																										
	南集会室	250 円	400 円																																																										
	豊岡自治会館	250 円	400 円																																																										
	みなみまち集会室	250 円	400 円																																																										
	古梅総合センター	250 円	400 円																																																										
	ひなみ地域センター	250 円	400 円																																																										
	東町集会室	250 円	400 円																																																										
	駒生ふれあいセンター	250 円	400 円																																																										
	美富集会室	250 円	400 円																																																										
	野崎集会室	250 円	400 円																																																										
	青稲地区ふれあい会館		全室使用で2,000円とする。																																																										
	集会室 1、2	各 400 円																																																											
	和室 1、2	各 300 円																																																											
炊事室	500 円																																																												
仲町中央集会室	250 円	400 円																																																											
栄森集会室	250 円	400 円																																																											
備考																																																													
1 暖房実施期間中の使用料は、使用料の額の50パーセント増とする。																																																													
2 暖房実施期間は、11月1日から4月30日までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。																																																													

	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>集会室使用許可の取消し等</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>美幌町集会室条例 第11条</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成21年美幌町条例第38号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>総務部 まちづくりグループ 住民活動担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(指定管理者による管理) 第4条 町長は、第1条に規定する目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者が管理を行う場合において、第3条、第6条、第7条及び第11条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 (使用許可の取り消し等) 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあつても、町長はその賠償の責を負わない。 (1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 公益上又は集会室の管理上やむを得ない事由が生じたとき。 (4) 使用者が、第7条各号のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	地域用水広報館使用料の徴収												
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町地域用水広報館条例 第8条第1項												
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第49号												
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当												
処 分 基 準 の 内 容	(使用料) 第8条 第6条第1項の規定による使用の許可を受けた使用者は別表で定める使用料を納入しなければならない。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1 時間当たり</th> </tr> <tr> <th>各室の使用料</th> <th>全室の使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール A・B</td> <td>各 400 円</td> <td rowspan="3">2,000 円</td> </tr> <tr> <td>和室 1・2</td> <td>各 300 円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>500 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	1 時間当たり		各室の使用料	全室の使用料	多目的ホール A・B	各 400 円	2,000 円	和室 1・2	各 300 円	実習室
区分	1 時間当たり												
	各室の使用料	全室の使用料											
多目的ホール A・B	各 400 円	2,000 円											
和室 1・2	各 300 円												
実習室	500 円												
	備考 1 暖房実施期間中の使用料は、使用料の額の50パーセント増とする。 2 暖房実施期間は、11月1日から4月30日までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。												
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの												
備 考													

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	地域用水広報館使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町地域用水広報館条例 第11条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第49号
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 町長は、広報館設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が管理を行う場合において、第3条、第6条、第7条及び第11条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用許可の取り消し等)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあつても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は広報館の管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第7条各号のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>農作業準備休憩施設使用料の徴収</p>										
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>美幌町農作業準備休憩施設条例 第8条第1項</p>										
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成21年美幌町条例第48号</p>										
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>総務部 まちづくりグループ 住民活動担当</p>										
<p>処分基準の内容</p>	<p>(使用料) 第8条 第6条第1項の規定による使用の許可を受けた使用者は別表で定める使用料を納入しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="544 826 1331 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 826 1034 884">名 称</th> <th data-bbox="1034 826 1331 884">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 884 1034 943">瑞治地区農作業準備休憩施設</td> <td data-bbox="1034 884 1331 943">1 時間当たり 250 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 943 1034 1001">報徳地区農作業準備休憩施設</td> <td data-bbox="1034 943 1331 1001">1 時間当たり 250 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1001 1034 1059">田中地区農作業準備休憩施設</td> <td data-bbox="1034 1001 1331 1059">1 時間当たり 250 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1059 1034 1115">豊富地区農作業準備休憩施設</td> <td data-bbox="1034 1059 1331 1115">1 時間当たり 250 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 暖房実施期間中の使用料は、使用料の額の50パーセント増とする。 2 暖房実施期間は、11月1日から4月30日までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>	名 称	使用料	瑞治地区農作業準備休憩施設	1 時間当たり 250 円	報徳地区農作業準備休憩施設	1 時間当たり 250 円	田中地区農作業準備休憩施設	1 時間当たり 250 円	豊富地区農作業準備休憩施設	1 時間当たり 250 円
名 称	使用料										
瑞治地区農作業準備休憩施設	1 時間当たり 250 円										
報徳地区農作業準備休憩施設	1 時間当たり 250 円										
田中地区農作業準備休憩施設	1 時間当たり 250 円										
豊富地区農作業準備休憩施設	1 時間当たり 250 円										
<p>備 考</p>											

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>農作業準備休憩施設使用許可の取消し等</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>美幌町農作業準備休憩施設条例 第11条</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成21年美幌町条例第48号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>総務部 まちづくりグループ 住民活動担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(指定管理者による管理) 第4条 町長は、第1条に規定する目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者が管理を行う場合において、第3条、第6条、第7条及び第11条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 (使用許可の取り消し等) 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあつても、町長はその賠償の責を負わない。 (1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 公益上又は施設の管理上やむを得ない事由が生じたとき。 (4) 使用者が、第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	<p></p>